

有機溶剤の構造・取扱いは、中枢神経系に作用して意識消失を起こしたり、低濃度の長時間ばく露で造血障害を起して皮膚・粘膜を刺激したりする等、人体の組織や臓器を害します。有機溶剤を取扱う者すべてがこの講習を修了し、自らの身体の保全に努めるとともに、いつでも有機溶剤作業主任者の選任を受けられるよう準備してください。

根拠法令

労働安全衛生法 第 14 条（作業主任者）

労働安全衛生施行令第 6 条－22

屋内作業場又はタンク、船庫若しくは坑の内部その他の労働省令で定める場所において別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤（当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の 5 パーセントを超えて含有するものを含む）を製造し、又は取扱う業務で、労働省令で定めるものに係る作業

労働安全衛生規則第 83 条 化学物質関係作業主任者講習規程(労働省告示第 65 号)に基づく講習です。

■講習日数 2 日間（学科 1 日・実技 1 日）**土日開催**

■講習科目	健康障害と予防措置	4 h
学科	衛生保護具	2 h
	作業環境の改善	4 h
	関係法令	1 h
	修了試験	1 h

■講習料金 受講料 11,300 円 テキスト代 1,940 円 計 13,240 円

■講習会場 講習月日により異なる場所になりますので日程表にて確認願います。

代表的な有機溶剤		
第一種有機溶剤等	第二種有機溶剤等	第三種有機溶剤等
クロロホルム 二硫化炭素 等	アセトン クレゾール トルエン メタノール 等	ガソリン 石油ベンジン 等